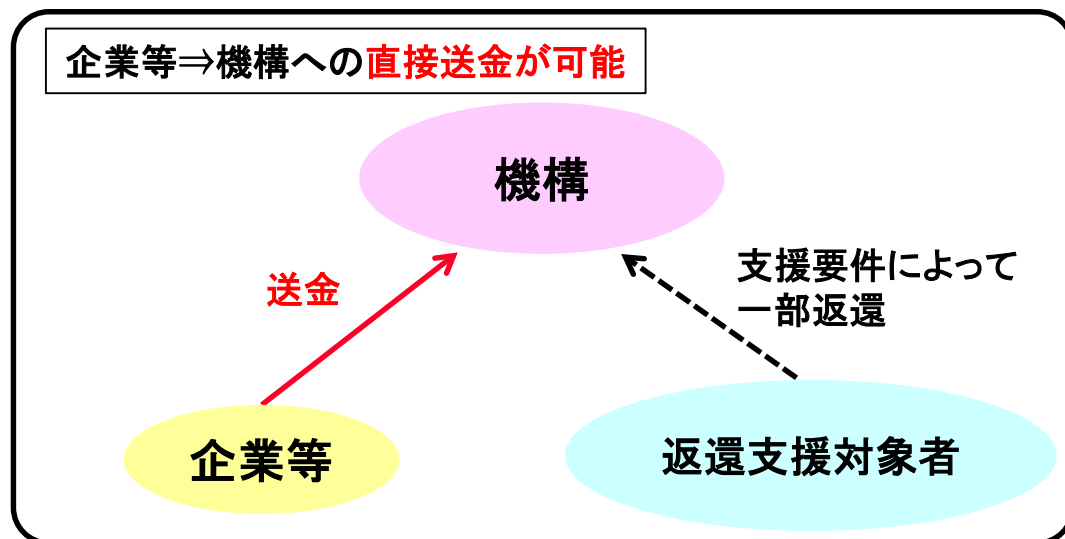


企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応

日本学生支援機構(以下、「機構」という。)では、将来、各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業等では実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとしています。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた従業員に対し、企業等が返還残額の一部又は全部を機構に直接送金することにより支援。



2024年5月末時点で全国で2,023社の企業等に登録が拡大しており、6,868人に支援を行っています。

※返還支援対象者 = 企業等が奨学金の返還を支援する社員 ※これから返還支援を実施する企業等にも対応します。

企業等の奨学金返還支援(代理返還)への対応

2. 本制度を利用する場合(企業等から機構へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業等が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

※返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか

(抜粋)

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

企業等にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。

※賃上げ促進税制:雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%(中小企業の場合40%)を税額控除* *税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%

③【社会保険料】原則として、標準報酬月額算定のもととなる報酬に含めません。

奨学金返還支援(代理返還)による返還金は、原則として報酬に含めません。

※ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含みます。

3. 本制度を利用される企業等に対する機構の対応

本制度の利用企業等を本機構のHPに掲載するとともに、大学等に紹介させていただく場合があります。

企業等名及び返還支援要件等の情報を本機構HPに掲載するほか、大学等に紹介する場合があります。

※掲載及び紹介することをご了解いただいた企業等に限りです。

4. 留意点

① 代理返還の考え方について

「代理返還」は、民法上の代位弁済とは異なり、企業等が使用人に代わって奨学金を返還しても使用人に対してその返還額を求めること(求償権の行使)は想定しておりません。

② 企業が本人に返済分を支給する場合の所得税の取り扱いについて

企業等が本人に返済分を支給する場合、通常の給与に奨学金返済用の手当てが上乗せして支給されるケースが想定されますが、その場合は当該奨学金返済手当てが奨学金の返済に充てられるかについては疑義があり、厳密には「学資に充てられた」とみなせず、所得税非課税とするのは難しいと思われます。

③ 給与が損金算入されない場合について

役員給与、使用人兼務役員の場合の役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入になります(法人税法34条、36条)。

5. 返還支援(代理返還)の具体的な流れ(企業等⇒機構)

1. 返還支援(代理返還)制度の利用申請

- ① 企業等は、返還支援対象者を決定する。
- ② 企業等は、機構に返還支援申請をする。
- ③ 機構は、企業等に利用企業等専用ページのID・パスワード、企業等補助番号及び認識番号(ID・パスワード)を発行する。

利用企業等専用ページのID・パスワード……利用企業等専用ページにログインする際に必要となる番号

企業等補助番号……口座振替による返還支援を申請する際や、本機構HPの掲載を申請する際、必要となる番号

認識番号(ID・パスワード)……企業等の情報や返還支援対象者の情報を登録する際や、払込取扱票の発行依頼をする際、必要となる番号

2. 支援額の確認

- ① 返還支援対象者は、機構に「奨学金返還証明書」の発行申請をする。
- ② 機構は、返還支援対象者に「奨学金返還証明書」を発行する。
- ③ 企業等は、「奨学金返還証明書」で返還残額を確認し、支援額を決定する。

※「奨学金返還証明書」は、返還支援対象者の返還残額等が確認できます。返還支援対象者は、機構の情報システムである「スカラネット・パーソナル」から当該証明書の発行申請ができます。

※「奨学金返還証明書」は必ずしも必要ではありません。企業等が返還支援するにあたり返還残額等を確認するための書類の一例です。必ず利用しなければならないものではありません。

※返還支援対象者が閲覧可能な「スカラネット・パーソナル」でも返還残額等の確認はできます。

3. 送金(支援)方法

企業等から機構への送金は、「口座振替」又は「払込取扱票」のいずれかの方法となります。

(1) 口座振替による返還支援

企業等の指定する口座より支援額を振り替える。

- ① 機構が指定するフォームより振替口座の登録を行い、預金口座振替依頼書を機構に提出する。
- ② 機構が提供する「企業等の返還支援(代理返還)システム(以下、スカラKI(ケーアイ))」より企業等情報及び支援対象者情報(※)を登録する。

※ 返還支援対象者の氏名、奨学生番号、支援期間、支援額等を入力

- ③ 振替日(毎月6日)に、登録された口座より支援額が引き落とされる。

【留意点】

- ・ 1件(債権)あたりの手数料135円(うち消費税額12円(適用税率10%))も引き落とされます。(企業等負担)
- ・ 上記①の希望する振替日に係る預金口座振替依頼書の提出期限は、本機構のホームページに掲載している「預金口座振替依頼書スケジュール」で確認できます。
- ・ 上記②の希望する振替日に係る登録期限は、本機構のホームページに掲載している「口座振替に関する企業等情報・支援情報の登録スケジュール」で確認できます。

(2) 払込取扱票による返還支援

スカラKIを利用して払込取扱票にて支援額を送金する。

① 企業等は、スカラKIより企業等情報、支援対象者情報(※)を登録し、払込取扱票の送付を依頼する。

※ 返還支援対象者の氏名、奨学生番号、支援額等を入力

② 機構は、企業等からの依頼内容に基づき、支援額を記載した「払込取扱票」を送付する。

③ 企業等は、機構から送付された「払込取扱票」で支援額を機構に送金する。

【留意点】

- ・ ゆうちょ銀行又はコンビニエンスストアから送金可能です。
- ・ ゆうちょ銀行で送金する場合は 1件(債権)あたりの手数料30円、コンビニエンスストアの場合は所定の手数料がかかります。(企業等負担)
- ・ 上記①の毎月の払込取扱票の依頼期間及び上記③の送金期日は、本機構のホームページに掲載している「【参考】2025年度送金スケジュール」で確認できます。
- ・ 債権管理上、従業員が返還すべき返還月額未満の支援はお断りする場合があります。

○ 利用企業等専用ページ

当該制度を利用いただいている企業等の「使いやすさ」「わかりやすさ」向上を目的として、本機構ホームページに利用企業等専用ページ(会員ページ)を設けています。

当該ページはID及びパスワードがないとログイン できません。ID及びパスワードについては、お電話またはFAXにて本制度の利用申請を行っていただいた後、2週間以内を目途に、郵送にてお知らせいたします。

※ 上記3の口座振替・払込取扱票の支援の登録及び機構ホームページへの企業等情報の掲載依頼は、このページからログインいただき
手続が行えます。

○ その他留意点

(1) 企業等の奨学金返還支援(代理返還) 制度においては、公序良俗に反しない限り、多くの企業等にご利用いただきたいと考えていますが、本機構は学生支援団体であり、教育的観点から通常よりも高いモラルが求められています。

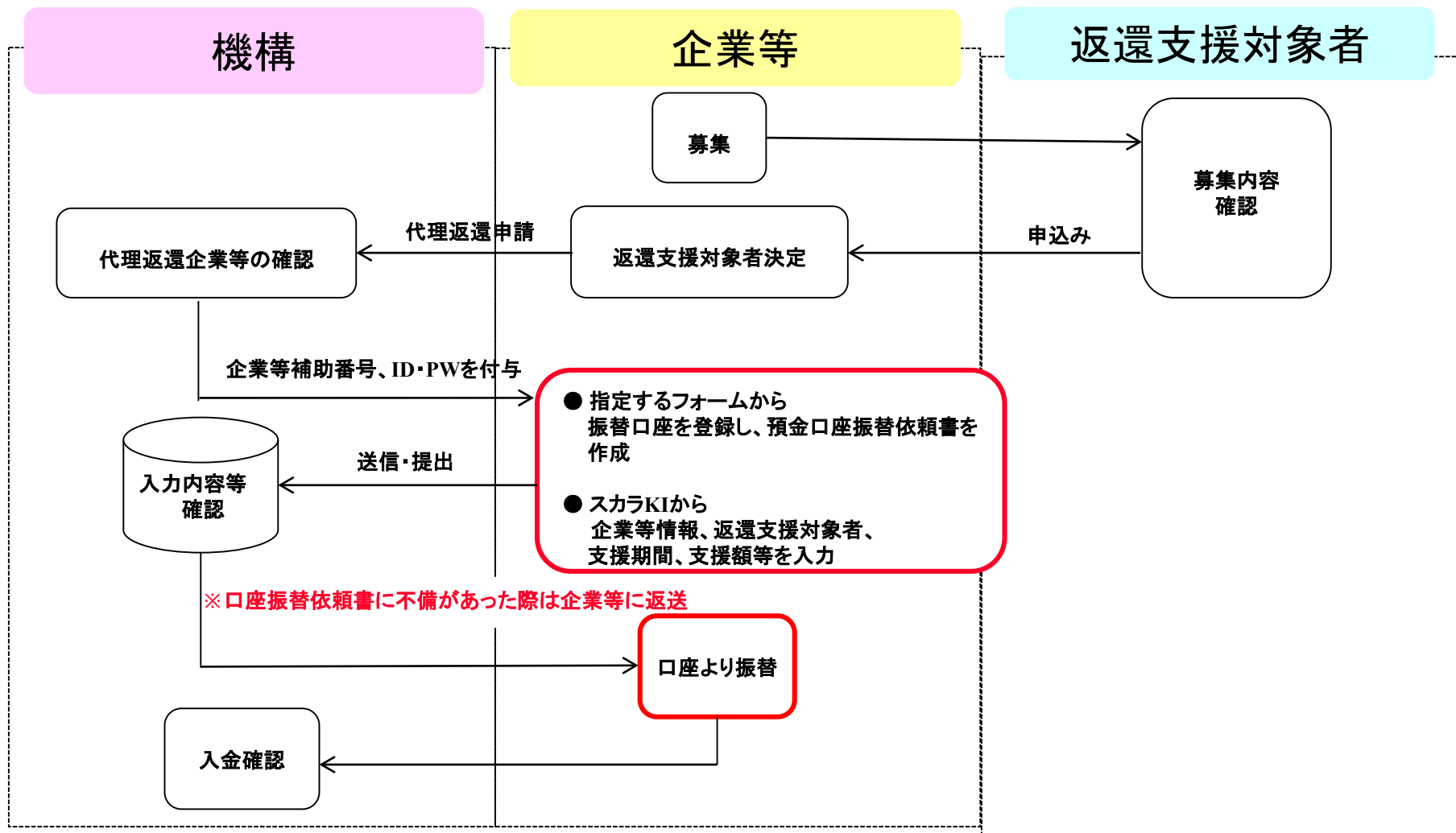
そのため、学生等の就職を助長(企業等への就職、雇用以外の目的での利用)するように受け止められる企業等については、当該制度の利用をお断りする場合があります。

(2) 企業等は、機構に対して返還支援対象者の債務を保証するものではありません。よって、企業等と返還支援対象者の間に取り交わされた約定の如何に関わらず、返還支援対象者が機構に対し所定の手続きを行うことなく機構への返還が遅延した場合は、通常どおり返還支援対象者本人に対して督促を行うこととなります。

(3) 返還支援対象者が、企業等の定める返還支援要件に違背した場合でも、機構は一切関知しません。

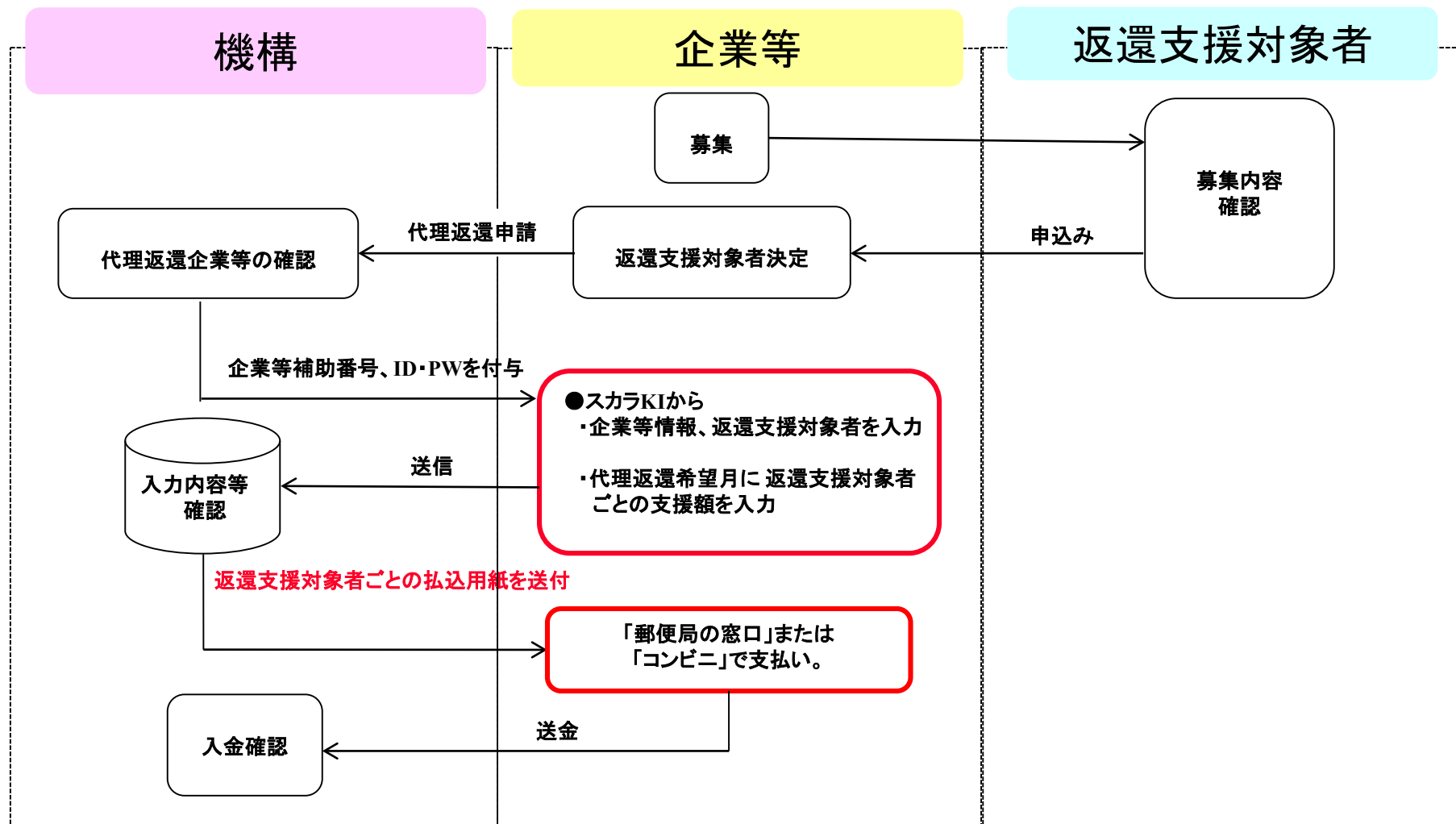
(4) 企業等は、反社会組織等と繋がりがいいこと等を含む覚書の締結が必要です。

(参考)口座振替によるスキーム



※返還支援対象者は、スカラネット・パーソナルで企業等からの支援額を確認することができます。

(参考) 払込取扱票によるスキーム



※返還支援対象者は、スカラネット・パーソナルで企業等からの支援額を確認することができます。